

「地域の未来予測」に基づく 広域連携等について

令和5年1月27日

総務省自治行政局市町村課

第32次地方制度調査会 答申の概要①

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症への対応を通じ**、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを楽しむために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会 答申の概要②

3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲
- が重要
※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

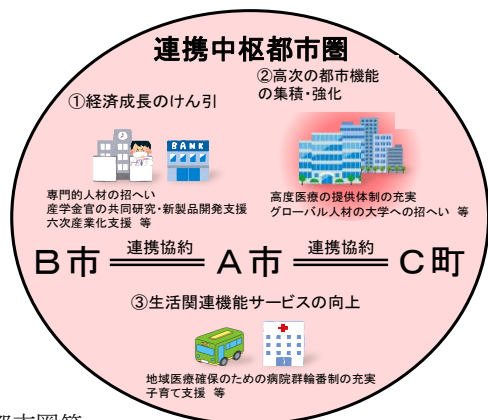
- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

第32次地方制度調査会答申を踏まえた多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要

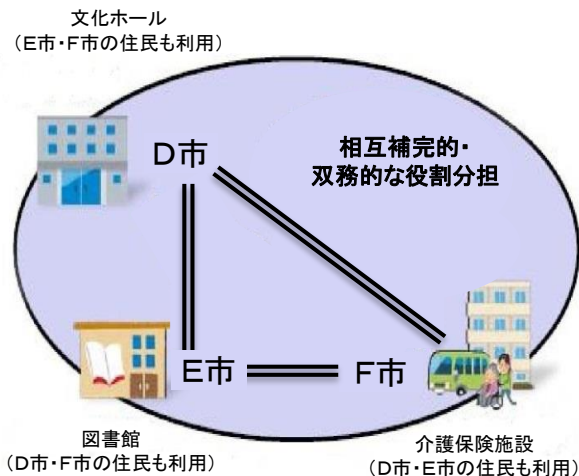


※連携中枢都市圏等:

- 連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)
- 定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

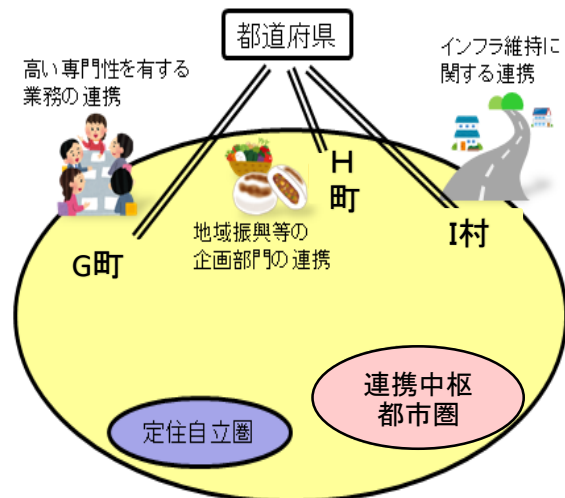
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

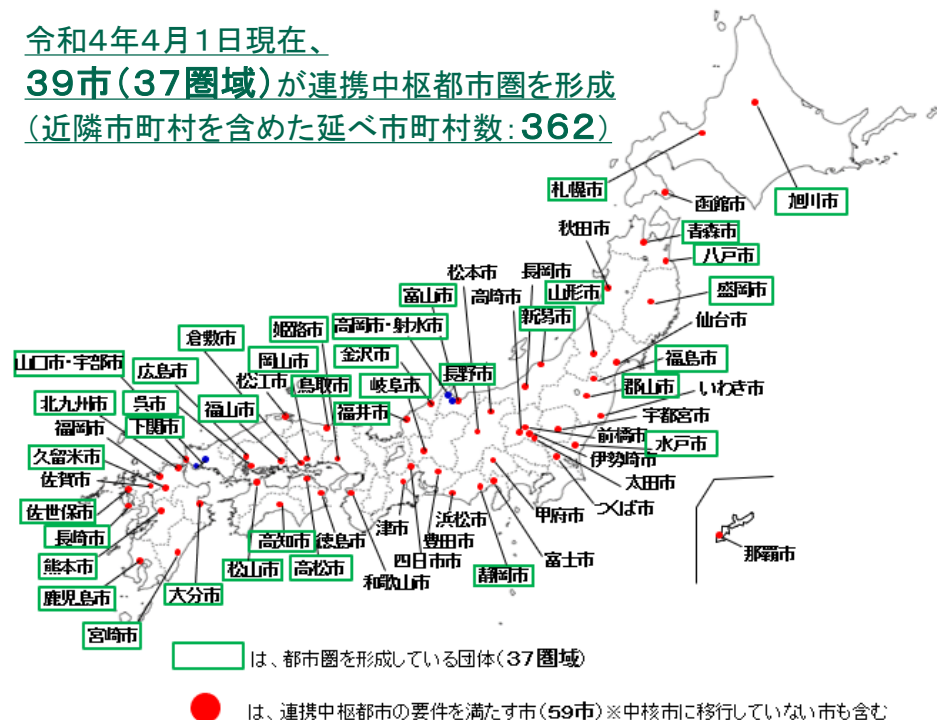
- **連携中枢都市圏形成のための手続き**

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和4年4月1日現在、
39市（37圏域）が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数: **362**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

「定住自立圏構想」の推進

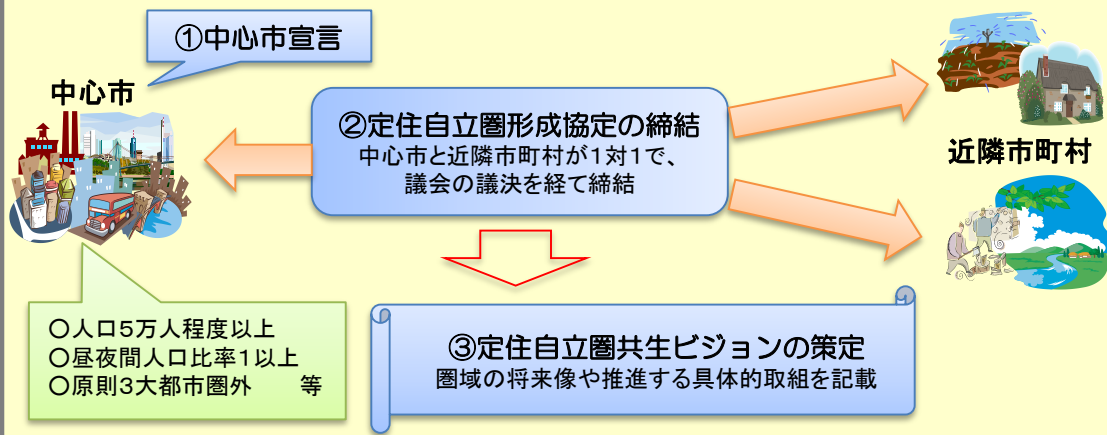
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

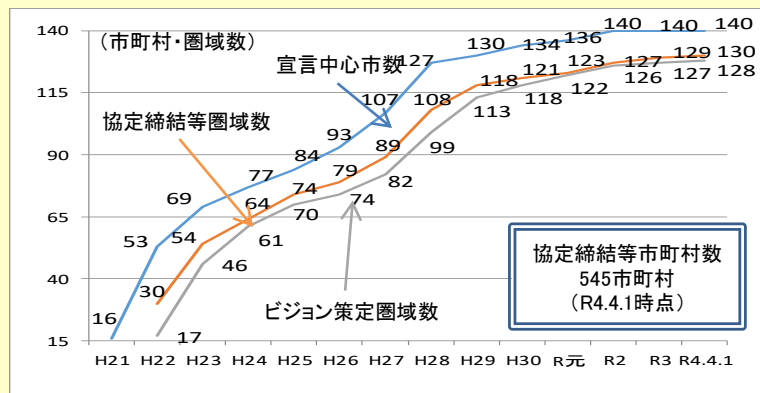
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.4.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用にあつた経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保にあつた経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

広域連携の取組の深化に向けて

◎「地域の未来予測」に基づく広域連携

P.8～

- 2040年頃にかけて顕在化する人口減少やインフラの老朽化等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、特に複数市町村での「地域の未来予測」の作成・「目指す未来像」の議論を推進。
- **連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域**においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中の**複数の市町村による「地域の未来予測」の共同作成**や、それに基づく**施設の共同利用等に向けた取組に要する経費**について、**令和4年度から特別交付税措置**を講じている。

※「地域の未来予測」：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。（第32次地制調答申を受け、令和2年度にWGを開催）
※「目指す未来像」の議論：「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを踏まえつつ、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標も併せて、どのような未来を実現したいのかについて、住民等とともに議論すること。

◎複数の市町村による計画の共同策定

P.25～

- 市町村が策定主体とされている法定計画の中には、市町村の行政区域にとらわれず一定の圏域で策定することが効果的であると考えられるものや、単独の市町村による策定は困難な場合があると考えられるものが存在。
- 広域連携の取組の円滑な実施のためには、**計画段階からの連携が有効**であり、また、**複数の市町村で共同策定**することで、計画策定や当該計画の進捗管理に係る**財政的負担や事務的負担の軽減**に繋がることも期待。
- 各市町村において、策定しようとする計画の目的や内容、それぞれの地域における実情等を踏まえて複数の市町村による計画の共同策定を視野に入れて検討を行う際に活用いただくため、**「計画の目的や内容に鑑みて複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例」**などを周知（令和4年4月）。

◎連携中枢都市圏におけるKPIの設定等

- 今後の各圏域におけるKPIの見直しや連携の効果の検証、取組のさらなる深化につなげていただくため、**連携中枢都市圏におけるKPIの設定・検証の基本的な考え方や留意点等を周知**（令和4年3月）。

「地域の未来予測」に基づく広域連携

「地域の未来予測」について

「地域の未来予測」とは ★従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかった地域の課題に気付きを与えるもの

それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計のデータを、客観的かつ長期的な視点で整理したもので、以下の要件を満たしたもの

- ① それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的な(概ね15年から30年先までの)変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したものであること。
- ② 分野横断的な指標として、各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったものであること。
- ③ ②を踏まえて複数の分野についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであること。

ポイント

「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえて住民等も巻き込みながら「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要。

👉「地域の未来予測」については直感的に分かりやすくするための工夫が必要(例えば、グラフやGISの活用等)

【作成単位】

- 市町村、あるいは推計データの入手が可能であれば市町村における一部の地域を単位として整理することも考えられるが、複数の市町村で共同で作成することも有効

【分野】

- 人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等の影響を大きく受ける分野のうち、人口等を基礎として長期見通しの推計が可能な分野であって、施設・インフラをはじめとしたサービス提供体制の見通しに長期的な視点での検討が必要な分野
- 具体的には、例えば、i 子育て・教育、ii 医療・介護、iii 公共交通、iv 衛生、v 防災・消防、vi 空間管理等が考えられる。

(作成単位の具体的なイメージ)

- ◎ 複数の市町村
例: 生活圏を同じくする複数の市町村
広域連携を検討している複数の市町村
- ◎ 連携中枢都市圏、定住自立圏
- 各市町村
- 各市町村における一部の地域
例: 指定都市における行政区
支所の管轄区域、中学校区等

※「地域の未来予測」の作成単位や期間、分野や指標については各地域の実情に応じて要検討

「目指す未来像」の議論について

「目指す未来像」の議論とは

★地域に関わる様々な主体で「目指す未来像」を共有

「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを踏まえつつ、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標も併せて、どのような未来を実現したいのかについて、住民等とともに議論すること。

ポイント

「目指す未来像」の議論は必ずしも「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しのみを対象として行われるものではなく、より幅広く、自由に行われるべきもの。

↳ 長期にわたる客観的な推計が困難な行政分野(例:産業、観光、環境等)も含めて幅広く議論
AI・IoT等の新技術の活用等も視野に入れて、地域の強みを活かしながらどのような未来像を描けるか自由に議論

「目指す未来像」の議論のあり方

- ✓ 「目指す未来像」の議論については、地域に関わる様々な主体(首長、議会、住民に加えて、コミュニティ組織、NPO、企業等)を巻き込んで行うことが重要。
- ✓ 特に未来を担う若い世代を巻き込んで議論を行うことが重要。例えば、中学生や高校生を対象に行う、自治体の初任者研修の場を活用するといったことも考えられるのではないか。
- ✓ ワークショップの開催や地域に関わる様々な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用、議会への説明等により行うことも考えられる。例えば、ワークショップにゲーム性を持たせるなど参加者の関心・意欲を高める工夫も有効。

「目指す未来像」の議論の結果を
複数市町村の広域連携の取組や各市町村における様々な政策や計画に反映

地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）①

1 「地域の未来予測」の基本的な考え方

人口構造の変化や施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては、今後、多様な変化や課題が顕在化する。各市町村においては、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。

そのためには、各市町村において、将来、具体的にどのような資源制約が見込まれるのか、**その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、首長や議会、住民等の地域社会を支える主体がともに資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要となる。**

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

(1) 分野について

上記の考え方を踏まえ、将来推計の対象となる分野の例としては、**人口構造の変化や施設・インフラの老朽化のほか、これらの影響を大きく受けるものとして「子育て・教育」「医療・介護」「公共交通」「衛生」「消防・防災」「空間管理」を提示した。**

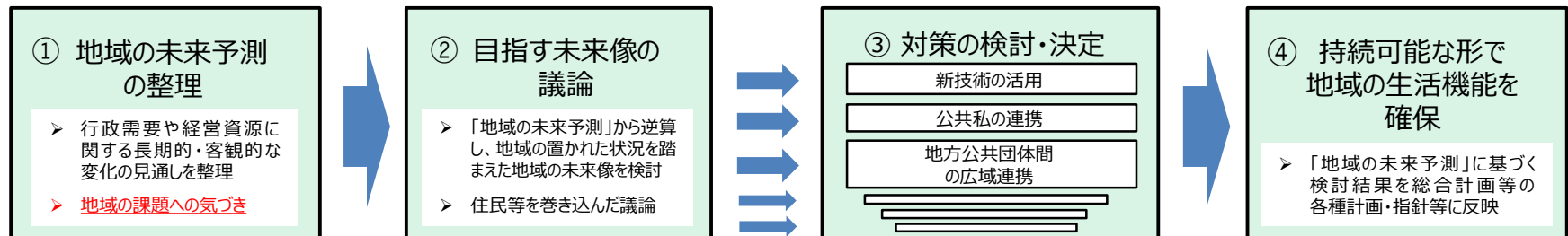
(2) 指標について

各分野における将来推計の指標の例としては、**市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できるものを採用した。**

3 「地域の未来予測」の活用方法

各市町村は、「地域の未来予測」を作成した上で、どのような未来を実現したいのか、**「目指す未来像」について、ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用等により住民等とともに議論すること、議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待される。**「目指す未来像」の議論において、多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有するには、GISソフト等を活用した「見える化」や、提示方法の検討も重要になる。

「地域の未来予測」を、広域連携を視野に入れている地域等において複数市町村の共同で作成することや、住民により身近な問題についても分析や議論を行うため、市町村より小さい単位で作成することも有用である。



地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）②

（参考）分野及び指標の例等

- 「地域の未来予測」に用いる指標の例は、人口構造の変化や施設の更新時期の到来等の影響を受ける行政需要について、既に国における推計や地方公共団体における推計等が存在するものを踏まえ整理した。

分野の例	指標の例・参考事例（抜粋）
人口	総人口／85歳以上人口／75歳以上人口／65歳以上人口／生産年齢人口／年少人口／高齢化率／町丁・字別人口／メッシュ別人口 【参考事例】 世帯数／メッシュ別人口／町丁目・字別人口
施設・インフラ	耐用年数を超える施設数・割合／公共施設・インフラ資産の更新時期及び面積／各種施設等の位置情報／メッシュ推計 【参考事例】 生活サービス施設800m圏等の人口カバー率／公共施設の更新費用／生活サービス施設の徒歩圏内人口密度・500m商圈人口
子育て・教育	0～5歳児数／3～5歳児数／小学生数／中学生数 【参考事例】 保育所需要／幼稚園需要
医療・介護	医療需要／介護需要／介護サービスの見込み量 【参考事例】 医療需要／介護需要／要介護等認定者数／認知症有病者数
公共交通	目的別輸送需要／年齢別各交通手段の利用者数 【参考事例】 バス停圏域人口／公共交通路線網と人口密度・人口増減率・高齢化率
衛生	有収水量（生活用水）／ごみ発生量（家庭系ごみ） 【参考事例】 有収水量／ごみ発生量
消防・防災	避難行動要支援者数／救急搬送人員 【参考事例】 救急搬送人員
空間管理	【参考事例】 空き家数／農地面積／森林面積

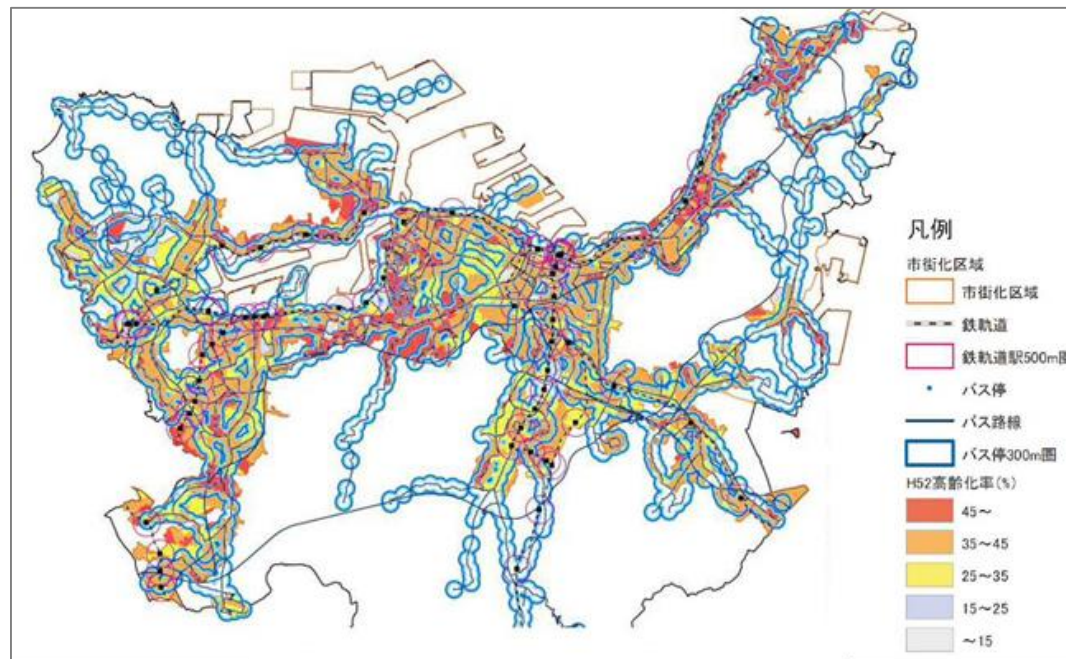
※ 参考事例：個々の地方公共団体等において推計が試みられているが、推計方法が一般的に受け入れられている段階にないもの

人口や施設等の地図上での分析の方法 (GISソフト等の活用)

- 地域の課題や変化を視覚的にわかりやすく住民やステークホルダーと共有するためには、「見える化」ツールとしてGISソフト等を活用し、施設の立地や土地利用の地図表示によるメッシュ分析等を行うことが有用。
- 北九州市は、有償のArcGISを用いて、2040年の町丁目・字別人口と生活サービス施設等のポイントデータを重ね合わせたマップを作成し、施設周辺の人口密度等の分析を行った。
- 地域の未来予測検討ワーキンググループでは、GIS初学習者を対象に、無料のオープンソースソフトウェアであるQGISを活用して、人口や施設等の地図上での分析を行う際に、最低限必要になると考えられる操作の例を紹介するマニュアルを作成した。

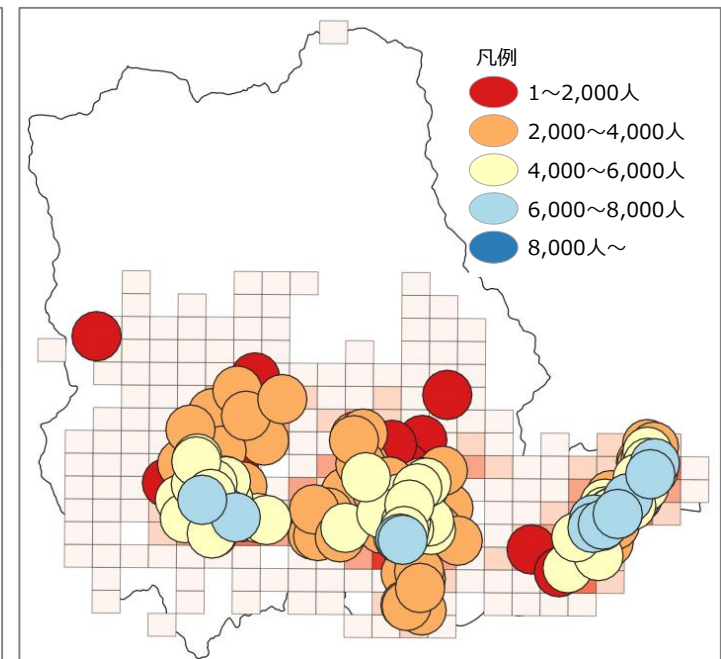
○ 北九州市の作成したマップの例

2040年高齢化率と公共交通路線網との関係



○ マニュアルで示す手順を用いて作成できる図の例

神奈川県秦野市における2045年の医療機関から半径500m圏内人口



「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための特別交付税措置

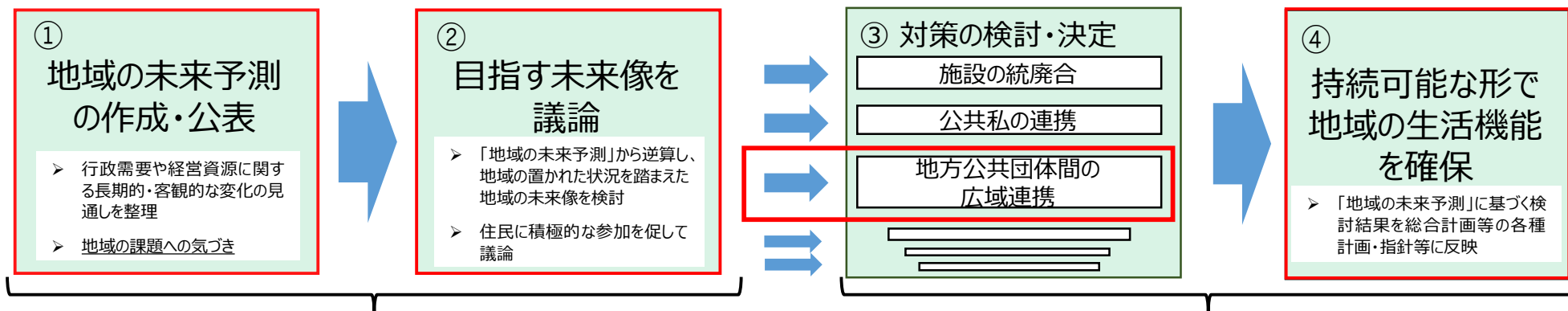
※令和4年度～

連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測*」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

*「地域の未来予測」: 行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。

詳細については、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(令和3年3月)参照。

＜「地域の未来予測」に基づく広域連携のフローイメージ＞



I 「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)500万円)

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
 - ・ 地域課題の調査・分析経費
 - ・ 調査結果に基づく報告書の作成経費 等
- 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費
 - ・ 「地域の未来予測」を活用したWSの開催経費
 - ・ 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費 等

II 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)1,000万円) ※「地域の未来予測」の公表から3年以内に実施するソフト事業に限る。

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費
 - ・ 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
 - ・ 連携事業の検討会等の開催経費 等
- 広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費
 - ・ システム改修費
 - ・ 連携事業に関する住民説明に要する経費 等

※連携中枢都市圏や定住自立圏内の市町村が圏域外の市町村と共同で、「地域の未来予測」の作成やそれに基づく広域連携の取組等を行う場合には、本特別交付税措置の対象となる。

「地域の未来予測」に基づく広域連携 取組事例の紹介

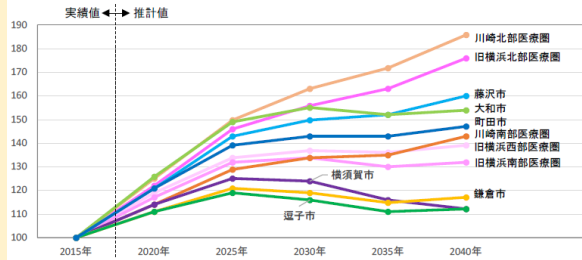
① 「地域の未来予測」の共同作成

(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市)

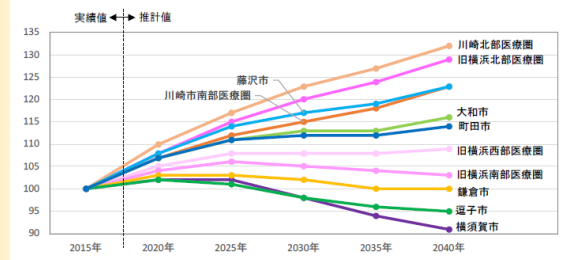
- ・ 地域課題の調査・分析
- ・ 行政サービスに対する意識等について、8市の住民を対象としたアンケート調査の実施
- ・ 調査結果に基づく報告書の作成 等

介護需要・医療需要の将来予測

図表 6 4 各市の介護需要の将来予測 (2015年=100として指数化)



図表 6 5 各市の医療需要の将来予測 (2015年=100として指数化)



② 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論

(広陵町、大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町)

- ・ 「地域の未来予測」を活用したWS
- ・ 参加市町の首長向け説明会
- ・ 文化施設の共同利用等の検討



③ 「地域の未来予測」等*に基づく広域連携の取組のうちソフト事業の実施のための議論

(横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村)

- ・ 体育施設等の最適配置等に関する調査分析
- ・ 連携に関する研究会等の開催 等

* 各市町村で策定済みの公共施設等総合管理計画等を踏まえ、体育施設等の最適配置等に向けた課題抽出や解決策の検討を実施。



④-1 広域連携の取組のうちソフト事業(施設共同利用)

(大分都市広域圏(連携中枢都市圏))

- ・ 公共施設の相互利用に伴う共通施設案内・予約システムの共同整備
- ・ 住民向け周知 等

公共施設案内・予約システムのイメージ



④-2 広域連携の取組のうちソフト事業(デジタル・防災)

(高松市、観音寺市、綾川町)

- ・ システム構築及び当該システムの共同利用 等

道路の通行実績情報・気象情報など様々な分野の情報を集約するデータ連携基盤を構築して共同利用。広域で発生する災害等に対し、リアルタイムで俯瞰的な状況把握が可能となり、避難勧告などの意思決定を支援。



※定住自立圏、連携中枢都市圏における広域連携の事例や、必ずしも今回の特別交付税措置対象の要件に合致しない「地域の未来予測」に関する事例等を含む。
 ※④-1・2は、「地域の未来予測」に基づいた取組事例ではないが、④-1・2のような事業が「地域の未来予測」に基づいて行われることを想定し、事例として掲載している。15

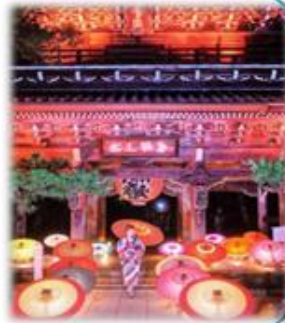
京丹後市



伊根町



宮津市



舞鶴市



与謝野町



福知山市



綾部市



京都府北部地域 連携都市圏

「地域の未来予測」

京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会

令和5年2月

京都府北部地域連携都市圏

「地域の未来予測」作成の趣旨

京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町並びに与謝野町）では、2015（平成27）年の「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」以降、中心市を置かず、それぞれの強みや個性を生かしながら連携と協力により役割分担と機能強化を図る「水平連携」を推進してきました。

「水平連携」の推進により、圏域全体における地域循環型の経済成長や高次の都市機能の確保はもとより、医療や教育、子育て環境の充実、生活関連機能の向上などを実現し、圏域人口の維持を目指しているところです。

京都府北部圏域が将来にわたり持続可能な圏域であるためには、客観的なデータに基づき連携事業を検討・展開していくことが重要であるため、京都府北部5市2町における行政需要や経営資源に関する長期的な変化・課題の見通しを、客観的なデータを基に整理した「地域の未来予測」を作成しました。

京都府北部5市2町では、「地域の未来予測」で明らかになった変化・課題の見通しを踏まえ、更なる広域連携の取組を展開し、「水平連携」による持続可能な圏域づくりを進めてまいります。

推計した分野の考え方について

推計対象は、総務省「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」に基づき、各分野の推計の前提となる人口の減少や高齢化等の人口構造の変化を基礎とした長期的推計が可能である分野（子育て・教育、医療・介護、衛生、消防・防災、行政）としました。

人口や人口構造の変化に起因する変化以外の影響が大きく、関連する長期的・客観的な見通しのデータを提示することが困難な分野（経済・財政、観光、環境等の分野）については推計していません。

分野	No.	指標
人口	1-1	将来推計人口（年齢3区分別人口）
	1-2	将来推計人口（年齢3区分別人口割合）
	1-3	人口ピラミッド
	1-4	年齢階層別人口移動の推移
	1-5	若年男女人口（20～39歳）
	1-6	高齢者数（65歳以上，75歳以上，85歳以上）
	1-7	高齢者率（65歳以上，75歳以上，85歳以上）
施設・インフラ	2-1	各種施設等の更新・位置情報（体育施設）
	2-2	各種施設等の更新・位置情報（文化施設）
	2-3	各種施設等の更新・位置情報（焼却処理施設）
	2-4	各種施設等の更新・位置情報（中間処理施設）
	2-5	各種施設等の更新・位置情報（最終処分場施設）
	2-6	各種施設等の更新・位置情報（斎場）

分野	No.	指標
子育て・教育	3-1	0～5歳児数，3～5歳児数
	3-2	小学生数，中学生数，高校生数
医療・介護	4-1	医療需要・介護需要（中丹・丹後医療圏）
	4-2	認知症有病者数（65歳以上人口）
衛生	5-1	有収水量
	5-2	ごみ発生量（一般廃棄物）
消防・防災	6-1	避難行動要支援者数
	6-2	救急搬送人員（年齢階層別）
行政	7-1	行政職員数
	7-2	技術職員数
(参考)		市町別年齢階層別人口・将来人口・指数・割合

※この資料の作成においては、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の推計値を用いた。

2-1 【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（体育施設）

出典：協議会独自集計（観覧席がある体育施設）

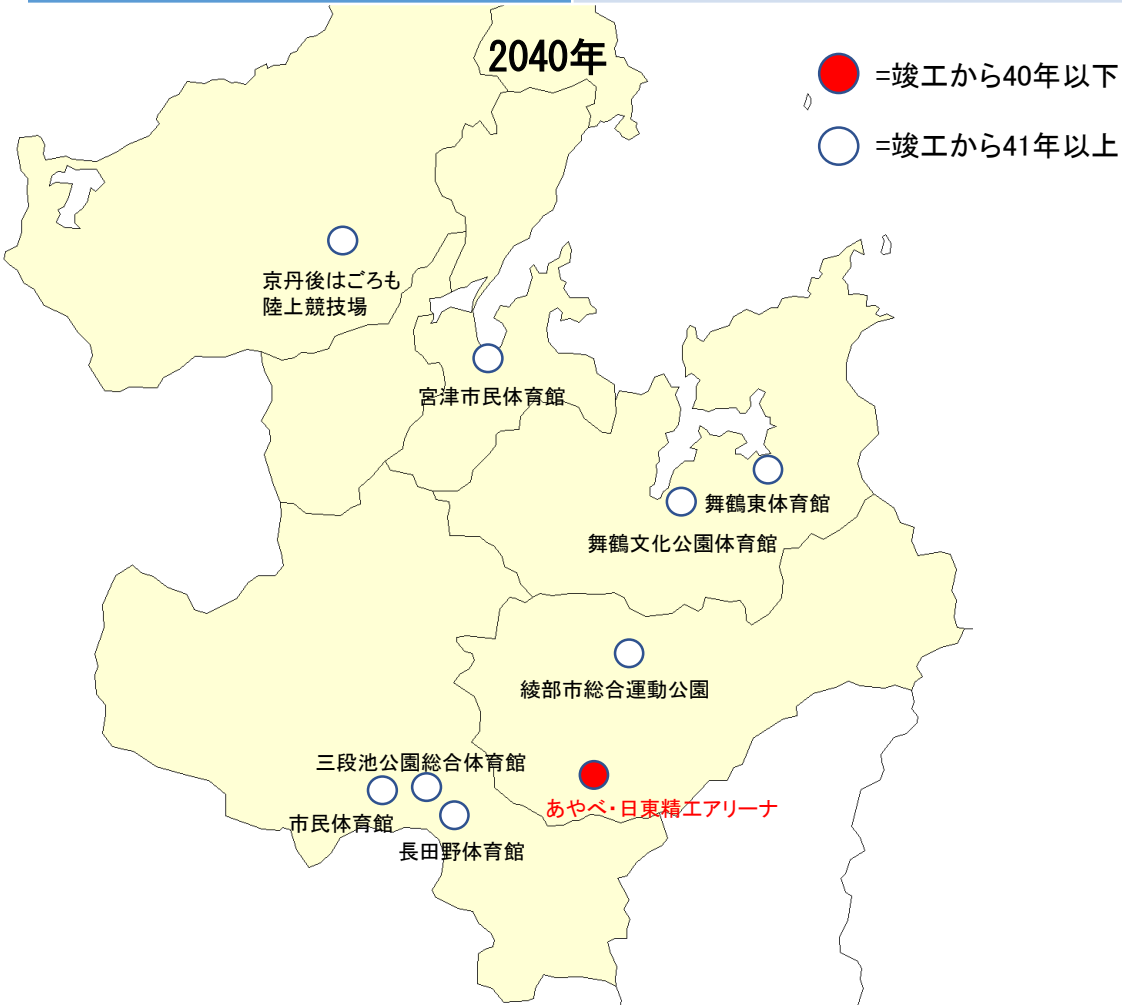
※国土交通省「長寿命化に向けた取組」に記載された「既存施設の平均年数40年」を大規模改修を行う基準年数とする。

推計結果の概要

建設から約40年を経過する施設が多く大規模改修または更新の時期を迎える。

想定される変化・課題

- 人口減少、財政状況等の変化により、施設の維持・修繕費用不足が懸念される
- 人口動態や施設利用状況などを踏まえ、需要に見合った施設規模での更新が必要



市町	施設名	竣工年	経過年数 (2040年時点)	構造	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	三段池公園総合体育館	1987年	53年	SRC造	8,474	2019年改修済
	長田野体育館	1981年	59年	SRC造	2,048	
	市民体育館	1973年	67年	SRC造	2,480	1986年改修済
舞鶴市	舞鶴文化公園体育館	1986年	54年	SRC造	7,699	2014年改修済
	舞鶴東体育館	1973年	67年	SRC造	3,659	2007年改修済
綾部市	あやべ・日東精工アリーナ	2019年	21年	RC造	4,660	
	綾部市総合運動公園	1984年	56年	RC造	3,414	
宮津市	宮津市民体育館	1986年	54年	SRC造	4,152	
京丹後市	京丹後はごろも陸上競技場	1992年	48年	—	—	2020年改修済

2-2 【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（文化施設）

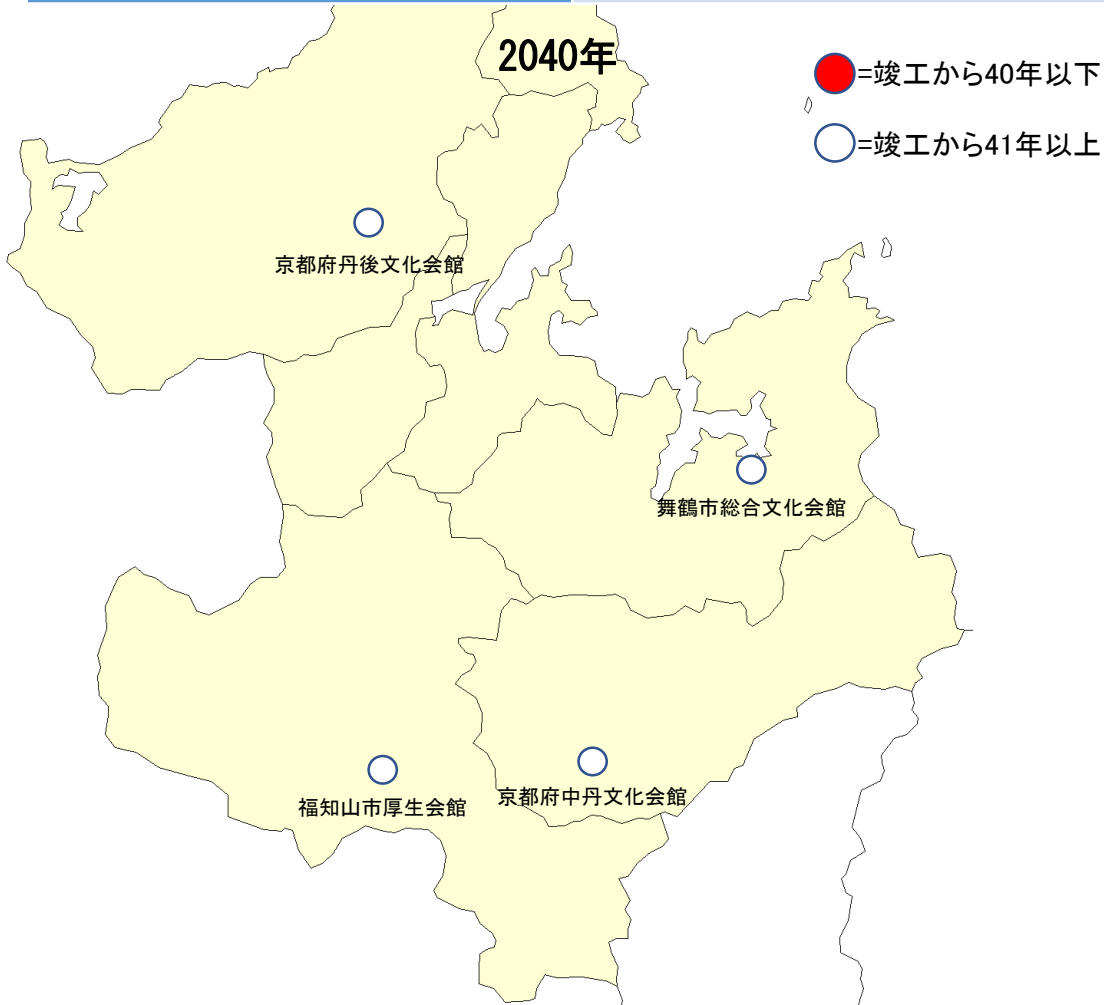
出典：協議会独自集計（全国劇場・音楽堂等情報サイトに掲載のある座席数500席以上の文化施設が対象）
 ※国土交通省「長寿命化に向けた取組」に記載された「既存施設の平均年数40年」を大規模改修を行う基準年数とする。

推計結果の概要

建設から約40年を経過し大規模改修または更新の時期を迎える。

想定される変化・課題

- ・人口減少、財政状況等の変化により、施設の維持・修繕費用不足が懸念される
- ・人口動態や施設利用状況などを踏まえ、需要に見合った施設規模での更新が必要



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	構造	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	1962年	78年	SRC造	3,763	2001年改修済
舞鶴市	1983年	57年	RC造	5,398	2014年改修済
綾部市	1983年	57年	RC造	3,478	
京丹後市	1980年	60年	SRC造	2,628	

2-3【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（焼却処理施設）

出典：協議会独自集計

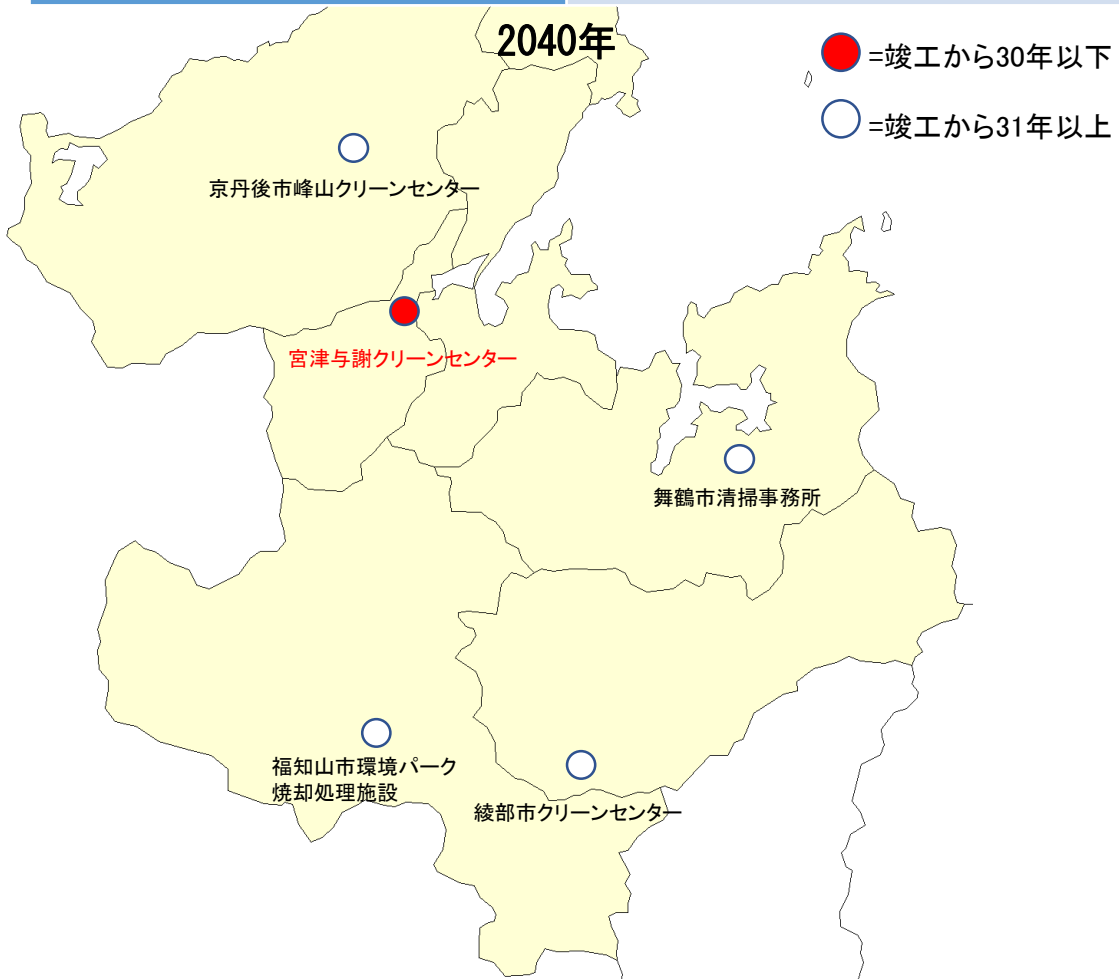
※環境省 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3年3月改訂版 12ページ
全連続焼却施設の稼働終了時の供用年数30.5年≒30年として設定する。

推計結果の概要

半数以上の施設が大規模改修時期を迎える。

想定される変化・課題

人口減少、廃棄物の分別・資源化により処理施設の規模が相対的に過大となり、施設効率の低下と長寿命化に係る改修コストの増大が懸念される。



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	2000年	40年	3,967	
舞鶴市	1983年	57年	3,672	大規模改修2019年～5ヶ年
綾部市	2002年	38年	6,102	
宮津市	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター
京丹後市	2002年	38年	3,571	2017年改修済 延べ床面積はリサイクルプラザ・ストックヤード除く
伊根町	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター
与謝野町	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター

2-4【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（中間処理施設）

出典：協議会独自集計

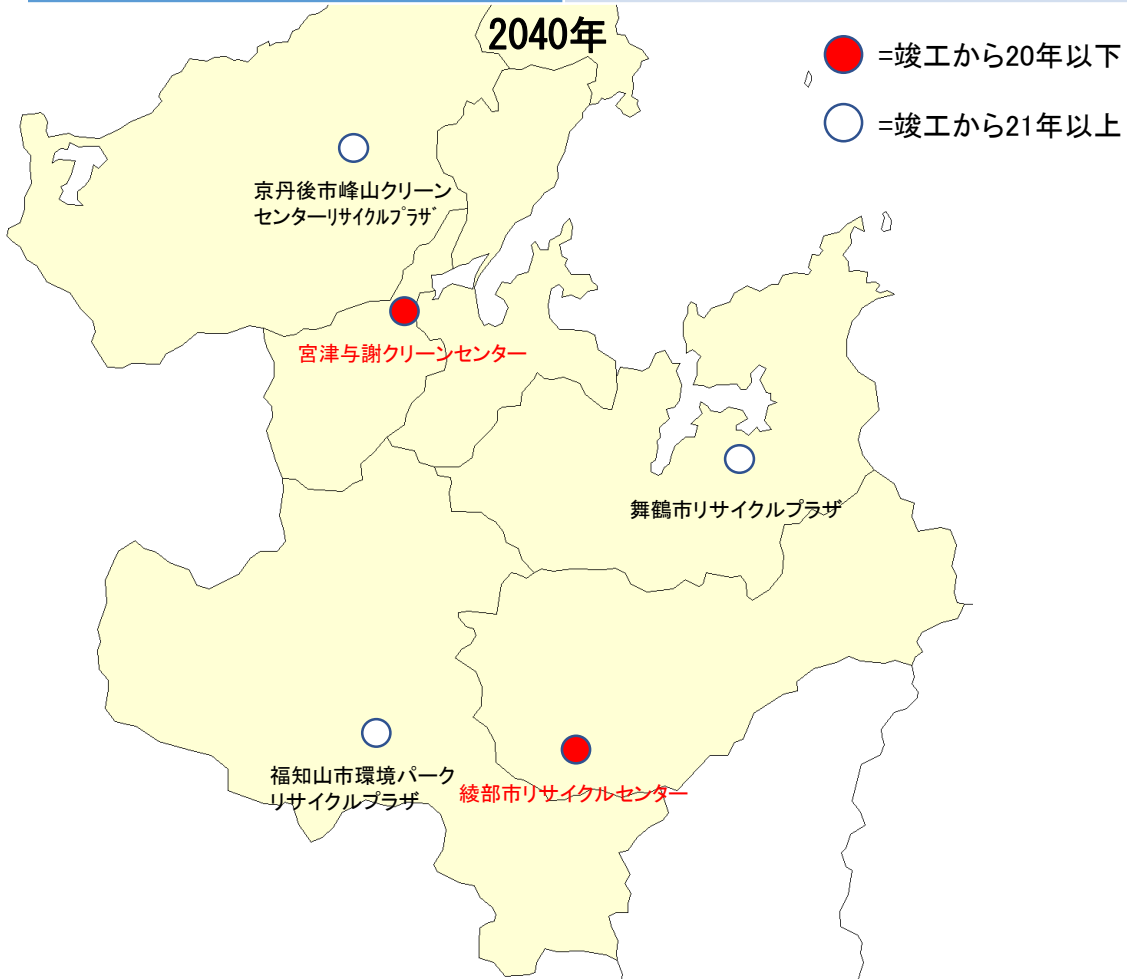
※環境省 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）令和3年3月改訂版 9ページ
リサイクル・資源化施設の稼働終了時の供用年数19.1年≒20年として設定する。

推計結果の概要

半数以上の施設が大規模改修時期を迎える。

想定される変化・課題

人口減少、廃棄物の分別・資源化により処理施設の規模が相対的に過大となり、施設効率の低下と長寿命化に係る改修コストの増大が懸念される。



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	構造	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	2003年	37年	SRC造	7,240	
舞鶴市	1998年	42年	SRC造	6,800	大規模改修2025年予定
綾部市	2020年	20年	S造	707	
宮津市	2020年	20年	SRC造	5,287	宮津与謝クリーンセンター
京丹後市	2002年	38年	S造	1,026	2017年改修済
伊根町	2020年	20年	SRC造	5,287	宮津与謝クリーンセンター
与謝野町	2020年	20年	SRC造	5,287	宮津与謝クリーンセンター

2-5 【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（最終処分場施設）

出典：協議会独自集計

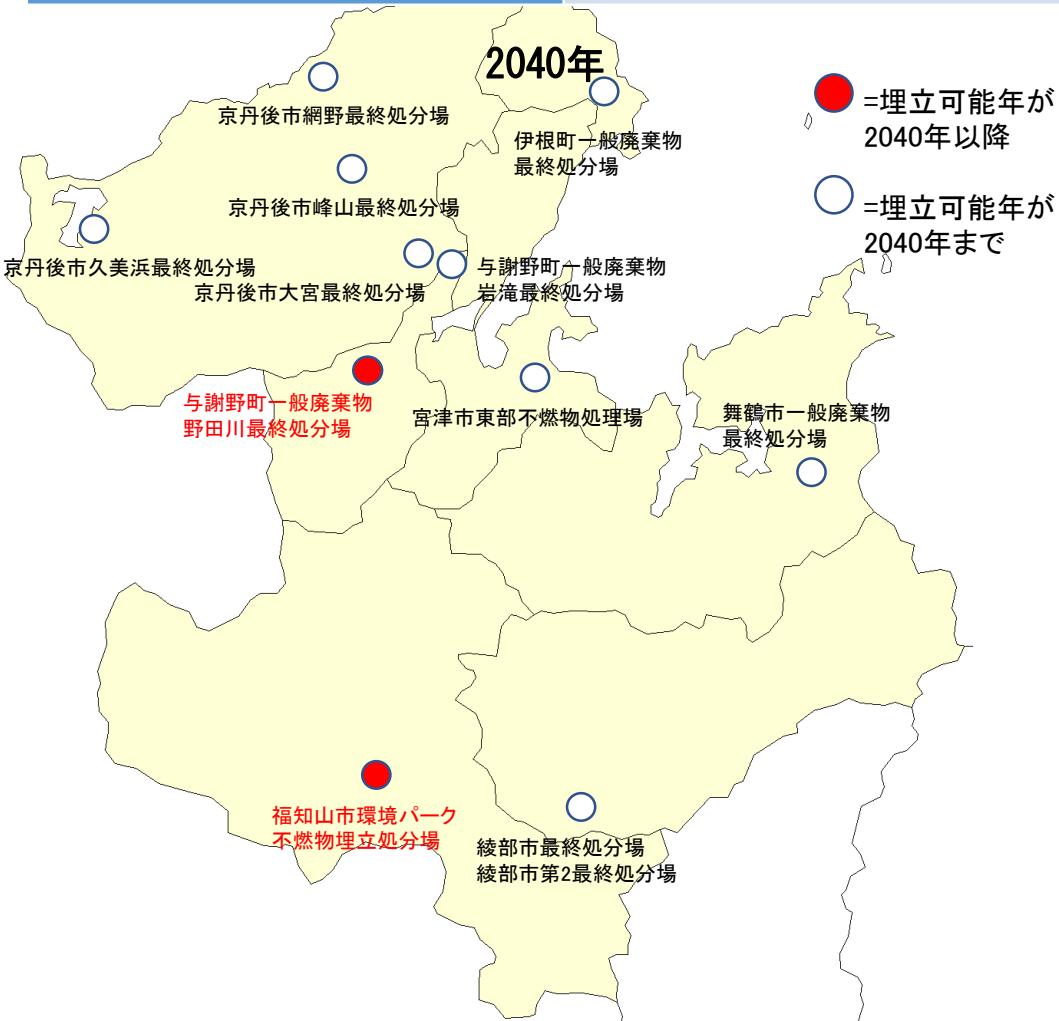
※各市町の一般廃棄物処理施設基本計画等から算出

推計結果の概要

大半の埋立処分場が埋立満了期を迎えている。

想定される変化・課題

埋立可能年を見据え、次期処分地の確保・建設に着手する必要がある、分別・資源化により埋立量を抑制し、施設の延命化を図る必要がある。



市町	竣工年	埋立経過年数 (2022年時点)	埋立可能年	備考
福知山市	1988年	34年	2049年	福知山市環境パーク不燃物埋立処分場
舞鶴市	2022年	0年	2037年	舞鶴市一般廃棄物最終処分場
綾部市	1999年	23年	2023年	綾部市最終処分場
	2015年	7年	2034年	綾部市第2最終処分場
宮津市	1999年	23年	2039年	宮津市東部不燃物処理場
京丹後市	2001年	21年	2024年	京丹後市峰山最終処分場
	1982年	40年	2033年	京丹後市大宮最終処分場
	2002年	20年	2024年	京丹後市網野最終処分場
	2005年	17年	2028年	京丹後市久美浜最終処分場
伊根町	2000年	22年	搬入停止中	伊根町一般廃棄物最終処分場
与謝野町	1999年	23年	2023年	与謝野町一般廃棄物岩滝最終処分場
	2003年	19年	2048年	与謝野町一般廃棄物野田川最終処分場

2-6【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（斎場）

出典：協議会独自集計

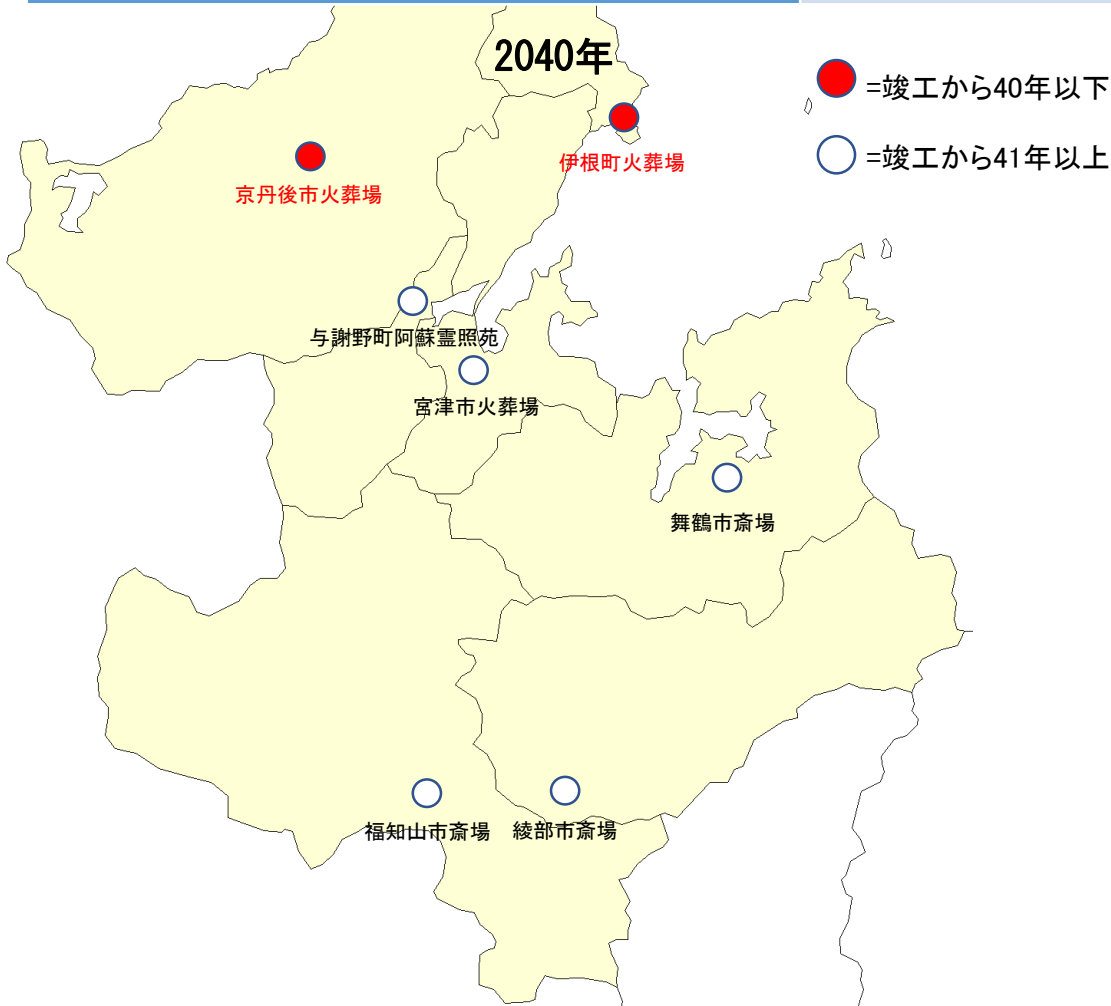
※国土交通省「長寿命化に向けた取組」に記載のある「既存施設の平均年数40年」を大規模改修を行う基準年数とする。

推計結果の概要

大半の施設が大規模改修時期を迎える。

想定される変化・課題

死亡率が高い85歳以上人口は2035年をピークに減少するが、人口減少、財政状況等の変化により、施設の維持・修繕費用不足が懸念される。



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	構造	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	1996年	44年	RC造	1,936	
舞鶴市	1989年	51年	RC造	1,273	大規模改修 2024年予定
綾部市	1994年	46年	RC造	1,379	
宮津市	1959年	81年	RC造	209	1973年改修済
京丹後市	2015年	25年	RC造	1,856	
伊根町	2000年	40年	RC造	154	
与謝野町	1975年	65年	RC造	276	2003年改修済

複数の市町村による計画の共同策定

複数の市町村による計画の共同策定について

- 市町村が策定主体※¹とされている法定計画※²※³の中には以下のものが含まれる。
 - ・ 市町村の行政区域にとらわれず一定の圏域で策定することが効果的と考えられるもの
(逆に単独の市町村による策定では計画を策定する目的が果たされないと考えられるもの)
 - ・ 単独の市町村による策定は困難な場合があると考えられるもの
- 広域連携の取組の円滑な実施のためには、計画段階からの連携が有効。
- また、複数の市町村で共同して策定することで、計画策定や当該計画の進捗管理に係る財政的負担や事務的負担の軽減に繋がることも期待される。

※1：構成員に市町村を含む協議会等が策定主体である場合を含む。

※2：方針、指針、構想等計画に準じたものを含む。

※3：一定の場合に共同策定が可能となる計画（例：複数市町村で一部事務組合を設立した場合に、当該一部事務組合として策定が可能となる計画）や、1つの計画策定に複数の市町村が関わり得る計画（例：商工会等が関係市町村と共同して策定する計画であって、関係市町村が複数市町村になり得る計画）等を含む。また、複数の市町村による共同策定以外想定されない計画も含む。

各市町村において、策定しようとする計画の目的や内容、それぞれの地域における実情等を踏まえて複数の市町村による計画の共同策定を視野に入れて検討を行う際に活用いただくため、以下の情報を改めて整理。

- ✓ 共同策定が可能であることが法令上明確にされている計画(60計画)のリスト
- ✓ 運用上、共同策定が可能な計画(163計画)のリスト
- ✓ 計画の目的や内容に鑑みて複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例(19計画)

<参考> 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)一抄一

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)【一部抜粋】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例（一部抜粋）

◆地方公共団体実行計画（区域施策編）【地球温暖化対策の推進に関する法律】 義務

地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待されています。さらに、計画の策定に必要なマンパワー・専門知識が不足している地方公共団体においては、共同策定によってこれらの課題を解決することが期待されます。

◆生物多様性地域戦略【生物多様性基本法】 努力

水循環や生物環境、食料の供給をはじめ、生物多様性に関わる議論は河川の流域や世界規模でのスケールなどのように、行政区域とは無関係な区域になることが多いのが現実です。そのため、地域戦略では地方公共団体が「単独又は共同」して「対象とする区域」等を定めることができることとなっています。例えば、河川の流域、島嶼群、半島、山地など、生物多様性の観点から一定のまとまりを有する地域について、隣接する地方公共団体が共同して戦略を策定することで、情報共有や合意形成が効率的に図られ、地域全体として足並みの揃った取組を進めやすくなるといった面も期待できます。また、様々な情報整備や戦略策定のコスト、人材などを地域で共有することで、より策定を進めやすくなるというメリットも考えられます。

◆地域公共交通計画【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】 努力

当該地域の交通圏をもとに、計画の区域を設定します。区域の検討に当たっては、交通圏の範囲が市町村の行政区域内で収まるのか、複数市町村にまたがるのかという観点が重要となります。このため、住民の日常生活における移動範囲に伴い形成される生活圏と公共交通ネットワークの範囲を踏まえ、適切な計画区域を設定するようにしてください。

地域公共交通計画の作成主体については、計画区域と連動して判断することになります。交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、複数市町村による共同での計画作成を検討しましょう。

◆市町村消費者教育推進計画【消費者教育の推進に関する法律】 努力

市町村の規模は様々であり、個々の市町村が消費者教育に取り組むだけでは、効果的かつ効率的に実施することができない場合がある。このため、都道府県においては、広域的な観点から、管内の市町村の取組を支援し、あるいは、市町村間での格差を埋めることにより、消費者に提供される消費者教育の水準を確保することが求められる。具体的には、個々の市町村では消費者教育の担い手育成が困難な場合、それを都道府県が行い、それを管内の市町村に派遣する取組などが挙げられる。また、住民の生活圏や経済圏などに応じた取組を促進するために、都道府県が調整を行い、関係市町村の連携を促すことも一案である。

◆地域通訳案内士育成等計画【通訳案内士法】 任意

地域通訳案内士の育成に当たって、英語以外の言語を導入する場合には、単一の市町村で育成しようとする、地域通訳案内士に参加する人員が少なくなる懸念がある。このため育成事業の安定的な運営に向け複数の市町村が連携するなど、より広域で地域通訳案内士を育成していくことが望ましい。

連携中枢都市圏における計画の共同策定事例

- 連携中枢都市圏では、中心となる都市と、連関性の強い近隣市町村が一体となって、様々な事務・施策を実施している。その中には、市町村間の利害調整を伴う計画の共同策定に積極的に取り組んでいる事例も見られる。

地域公共交通網形成計画の策定(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地域公共交通網形成計画を共同策定。
- 自治体の区域をまたぐ広域的な路線の再編や新規設定を定める。

「広域的な立地適正化の方針」の策定(播磨圏域)

- 圏域内の複数自治体で「広域的な立地適正化の方針」を策定。
- 救急救命センター等の高次都市機能に関し、自治体間の連携や整備の役割分担等を記載。

地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の策定(熊本圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地方公共団体実行計画を共同策定。
- 地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制について記載。

国土強靱化地域計画の策定(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で国土強靱化地域計画を合同して策定。
- 各市町村が共通して作成する総論部分をまとめて作成するほか、避難に関する連携等を記載。

【参考】第32次地方制度調査会答申(令和2年6月26日総理手交) 抜粋

近年、市町村が、個別行政分野の法令に基づいて計画を作成する事務が増加しているが、**定住自立圏・連携中枢都市圏の取組として共同で作成している**事例も見られる。こうした手法は、広域連携の取組内容の深化や、増加している**法定計画作成の負担軽減に資する**と考えられることから、地方公共団体による計画作成の義務付けについては必要最小限となることを前提に、国は、地方公共団体による計画作成に関する立法を行う場合には、できる限り共同作成が可能になるようにし、また、可能であることを明らかにすることが適当である。

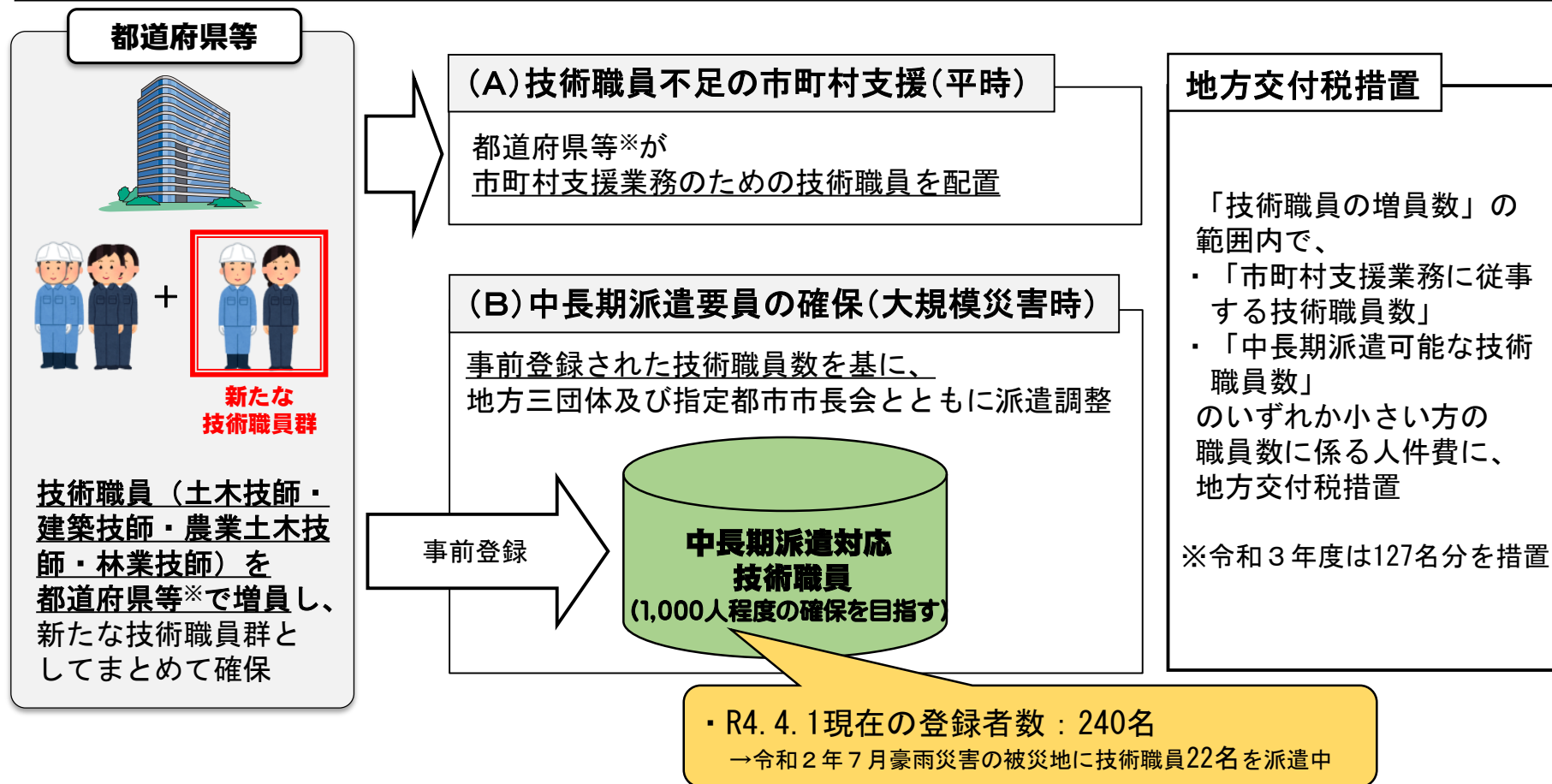
専門人材の共同活用

復旧・復興支援 技術職員派遣制度(令和2年度～)

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況



都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む

復旧・復興支援 技術職員派遣制度の概要（令和2年度～）

（1）技術職員不足の市町村支援業務に従事する技術職員を確保【平時】

令和3年4月1日時点
35道府県 291名が従事

都道府県等※において、平時に、市町村の公共工事や公共施設等の点検・補修等の円滑かつ効率的な実施に資するために行う市町村に対する支援を主な所掌事務する技術職員を確保

※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために 技術職員を増員・配置する市町村を含む

例：・市町村の公共工事の発注関係事務（調査・設計、入札、工事施工、施工状況の確認等）の支援

- ・市町村の公共施設等の点検・補修等に係る業務の支援
- ・市町村に対する建設技術に関する助言、研修又は情報提供



市町村支援に従事する
職員と被災地派遣される
職員が異なっても可

（2）中長期派遣対応技術職員数を登録【災害時】

大規模災害が発生し、応援職員の派遣について協力の依頼があった場合に、被災地に中長期で派遣することが可能な技術職員数を、事前に登録。派遣された場合も、引き続き派遣者数を登録。なお、事前に登録した場合でも必ず派遣しなければならないわけではなく、**派遣可否について事前調整を行う。**

※総務省において毎年4月1日時点の各業務に従事する職員について調査を行っており、中長期派遣可能な技術職員の登録はその調査への回答をもって行う。

地方交付税措置について

上記業務に係る**技術職員群を新たに増員して確保**した地方公共団体に対し、普通交付税措置（1人あたり約600万円）

<増員数について>

各年度4月1日現在における技術職員（建築技師、土木技師、農業土木、林業技師）の数が、
「平成31年度4月1日現在の技術職員数」 又は
「平成29年度から平成31年度までの4月1日現在における技術職員数の平均」のいずれか小さい方の数を上回る数

<対象経費>

技術職員の増員数の範囲内で、

- (1)市町村支援業務に従事する技術職員数 又は
- (2)中長期派遣可能な技術職員数 のいずれか小さい方の職員数にかかる人件費

市町村支援業務について

都道府県等が、技術職員が不足する市町村を支援するために、技術職員を配置

市町村支援業務の事例

岐阜県 下記のとおり、市町村の相談支援業務を実施

職種	所属	市町村支援内容
土木	道路維持課 都市整備課	市町村道整備事業の相談支援 市街地整備事業等の相談支援
建築	住宅課	空家対策の相談支援 <R3拡充>
農業土木	農林事務所	団体営農業農村整備事業の相談支援 農業用ため池保全の相談支援 <R3拡充>
林業	農林事務所 治山課 森林文化アカデミー	森林経営管理制度等の相談支援 山地防災対策の地形データ解析 <R3拡充> 山地災害対策の研修等 <R3拡充>

広島県 農林水産事務所に技術支援班を設置し、団体営農業農村整備事業、災害復旧事業等の技術支援を実施

長野県 建設事務所に技術専門員を配置し、市町村事業（災害復旧含む）の技術的支援を実施

奈良県 市町村管理の橋梁点検や長寿命化計画の策定、修繕事業（設計・工事）を県が受託メンテナンス業務の促進と市町村職員の技術力の向上を図るために、市町村職員が、県職員と一緒に、市町村の修繕が進んでいない橋梁について、修繕設計業務及び修繕工事を実施

連携中枢都市圏におけるKPIの設定等

連携中枢都市圏におけるKPIの設定等の基本的な考え方

KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）とは

- 目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標
- PDCAサイクルを確立するためには、取組の状況や効果を定量的に評価することができる適切なKPIを設定・管理することが重要。

- ✓ 連携中枢都市圏における取組を通じてどのような地域を目指すか最終的なゴールを検討し、3つの大分野(①地域経済、②高次都市機能、③生活関連機能)について明確なKPIを設定する。
- ✓ 最終的なゴールを実現するためには、どのような中分野を設定し、各中分野についてどのような事業を行う必要があるか検討する。
- ✓ 各中分野や個別事業についても可能な限り明確なKPIを設定する。

大分野(役割)

①地域経済
(圏域全体の経済成長のけん引)

②高次都市機能
(高次の都市機能の集積・強化)

③生活関連機能
(圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

中分野(例)

新規創業支援、戦略産業の育成

地域資源を活用した地域経済の裾野拡大

高度な医療サービスの提供

高度な中心拠点の整備

介護、福祉

教育・文化・スポーツ

個別事業

事業A

事業B

事業C

事業D

事業E

事業F

事業G

事業H

事業I

事業J

事業K

事業L

- ✓ 個別事業について設定したKPIの達成状況を定期的に把握し、事業の進捗や効果を検証する。
- ✓ 大分野や中分野に係るKPIの達成状況も把握し、個別事業が大分野や中分野において設定しているKPIの進捗に寄与しているか検証する。
- ✓ 個別事業におけるKPIの進捗状況が芳しくない場合や、大分野や中分野において設定しているKPIの進捗状況が芳しくない場合は、その要因を分析し、必要に応じて事業の内容について見直しを行う。

KPIの設定・検証に当たっての留意点等（概要）

1. KPIの設定・検証の体制について

- KPIの設定・検証については、連携中枢都市のみで行うのではなく、連携市町村や連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員等も巻き込みながら行うこと。
- 定期的にKPIの達成状況を把握し、事業の見直しやビジョン全体の見直しにつなげること。 等

2. KPIの設定に当たっての留意点

- 行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することが望ましい。
- 連携の効果を測ることが重要であることから、連携しなかった場合と比べてどのような効果があったのか、連携中枢都市のみならず連携市町村の住民にどのような便益がもたらされたのかといった観点からKPIを設定することが望ましい。
- 進捗管理や定期的な検証に適した客観的・定量的な指標をKPIとして設定すること。
- 過去の実績や現在の事業環境等を踏まえ、適切な目標水準を設定すること。 等

具体的な事例を交えながら補足

（例）施設の相互利用に係る事業の場合

- ・ ポイントは施設の相互利用により利用者数や利用者層にどのような変化があったのかということ。
例えば、施設の相互利用開始前と比較して施設の年間利用者数がどの程度増えたのか、施設所在市町村以外の連携市町村の住民が当該施設をどの程度利用しているのかといった視点からKPIを設定することが望ましい。

今後の各圏域におけるKPIの見直しや連携の効果の検証、取組のさらなる深化につなげていただく